

第448回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

1 日 時 令和8年7月6日(月) 14時30分～16時10分

2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室

3 出席者 公益代表委員 5名
労働者代表委員 5名
使用者代表委員 5名

4 議 題

(1) 令和8年度の山口県最低賃金の改正等について

- ①山口県最低賃金の改正決定について(諮問)
- ②山口県最低賃金の専門部会の設置について
- ③山口県特定最低賃金の改正決定等について(諮問)
- ④山口県特定最低賃金の決定等について(諮問)
- ⑤山口県特定最低賃金の専門部会の設置について
- ⑥審議会の日程について

(2) その他

5 議事概要

- (1) 山口県最低賃金の改正決定について、山口労働局長から山口地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)へ諮問を行った。
- (2) 山口県の令和8年度春季賃上げ要求・妥結状況及び県下の経済情勢等について、事務局から説明を行った。
- (3) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県最低賃金専門部会が設置され、同専門部会に山口県最低賃金の改正審議の具体的な議論を委ねることとされた。
なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しないこととなった。
- (4) 山口県特定最低賃金の改正決定等について、山口労働局長から審議会へ諮問を行った。
事務局から、3業種(「電気」を除く)の特定最低賃金にかかる改正決定の申出書の提出があり、申出要件を満たしている旨を報告した。
- (5) 山口県特定最低賃金の決定等について、山口労働局長から審議会へ諮問を行った。

事務局から、1業種(「百貨店、総合スーパー、ドラッグストア、ホームセンタ

一、各種食料品小売業」)の特定最低賃金にかかる決定の申出書の提出があり、申出要件を満たしている旨を報告した。

労働者代表委員から申出理由の説明がなされ、使用者代表委員からは今後の審議において確認していきたい点について述べられた。

- (6) 最低賃金法第25条第2項の規定により、山口県特定最低賃金専門部会が設置され、同専門部会に特定最低賃金の決定及び改正決定の必要性の有無及び必要性有りとの結論に達した場合の決定及び改正決定審議の具体的な議論を委ねることとされた。

なお、同専門部会に対しては、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することとなった。

- (7) 今後の日程について、事務局から以下のとおり説明を行った。

ア 中央最低賃金審議会においては6月26日に諮問が行われ、今後は7月10日、17日、23日に目安小委員会が開催される予定であること。

イ 当審議会の今後の日程案については、各委員に都合を確認の上、示したとおりであること。審議の進行状況によっては中止となる場合もあること。

- (8) 令和8年6月23日開催の中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において示された「令和7年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」について、事務局から説明を行った。

- (9) 今年度、関係団体から最低賃金にかかる要請があったことを報告した。

- (10) 令和8年度の審議会については、審議の結果、昨年度と同様に審議会、山口県最低賃金専門部会において公労使三者が集まって議論を行う全体会議については公開とし、公労・公使の二者間協議の場については、非公開となった。

- (11) 山口県最低賃金改正諮問にかかる関係労使からの意見聴取公示及び専門部会委員候補者の推薦公示並びに特定最低賃金専門部会委員候補者の推薦公示について事務局から説明を行った。

- (12) 関係労使からの意見書の提出に伴って意見陳述の申込みがされた場合は、意見陳述が行われること、審議会の運営上、陳述人数の最大値を5名とし、陳述時間は、1人7分程度、質疑時間は2分程度とすることが決定された。

- (13) 特定最低賃金の制度の沿革を含めその詳細について、事務局から説明を行った。